

**横浜市環境創造審議会 第1回環境影響評価制度検討部会 会議録**

<b>日 時</b>	平成 21 年 7 月 24 日 10:00～12:00
<b>開催場所</b>	関内中央ビル 5 B 会議室
<b>出席委員</b>	相澤貴子、猪狩庸祐、工藤信之、猿田勝美、水野建樹
<b>欠席委員</b>	なし
<b>開催形態</b>	公開（傍聴者 4 人）
<b>議 題</b>	1. 部会長の選出 2. 環境影響評価に関する制度のあり方について 3. その他
<b>決定事項</b>	・猪狩委員を部会長とする。
<b>議 事</b>	<p><b>1 部会長の選出</b> 猪狩委員を部会長とすることに決定した。</p> <p><b>2 環境影響評価に関する制度のあり方について</b> (事務局) 資料 2、資料 3 及び資料 4 により、諮問の趣旨、環境影響評価制度の現状と課題、主な検討項目案について説明。 (猪狩部会長) 現在の環境影響評価制度は事業アセスである。構想段階などの早い段階では、事業内容が固まっておらず、具体的な評価対象などが不明確である。事業アセスでも、手続が進むと意見書が増えるのは、事業内容が固まり、環境影響が明確になると市民も意見を出すということ。 国が検討している S E A は、環境面だけではなく経済面も含めて考えるので、非常に難しい。 事業アセスでは、方法書の段階では事業内容が固まっていないという問題がある一方、事業内容が固まっているとどこまで修正ができるのかという問題になる。 主な検討項目案に「事前配慮について」とあるが、事前配慮の配慮項目をアセス制度に取り込めるのか。事業調整から一歩進めてやれるのか、やるべきなのか。 スクリーニング手続では地域環境を考慮して判断するが、判断基準に環境管理計画の地域別配慮指針が全て反映されているわけではない。 (猿田委員) 主な検討項目としていろいろ挙げられているが、何が課題なのかが明確でない。課題を整理して出して欲しい。 構想段階というが、事業者がどの段階で計画を出せるのか、責任を持てる段階でなければならない。 資料 3 の 22 ページに、事業者との対話を進めるとあるが、市民との対話なのか、事務局との対話なのか、表現があいまいである。また、適切な段階で情報提供とあるが、構想段階で公表した場合、現実的に何ができるのか。 (事務局) 国の研究会でも、方法書段階での情報提供や市民とのコミュニケーションの充実という議論がなされている。方法書の説明会が必要という意見もあり、課題であると認識している。</p>

条例制定時に方法書手続が加わったように、時代に応じて改良してきたので、今後の方向性を議論して欲しい。

(猿田委員)

今まで事業アセスとして審査せざるを得なかった案件でも、構想段階から検討できれば是非についての意見も言える。

(猪狩部会長)

事業アセスでも、方法書段階では計画が具体的でない場合があるが、公表されることにより市民が早くから関心を持って意見が言える。事業者として公表できる段階で、早い時期に公表すべきである。

アセス制度における市民参加は情報提供参加である。条例制定時に、意見陳述という本市独自の制度が入ったが、関係地域住民はその地域の環境についてのプロダという認識に基づいて、直接意見を聴く仕組みである。

アセス制度の目的は、できるだけ市民から情報提供を受けて、広く公にし、事業者が環境に配慮した事業に向けて合理的意思決定をすることである。

(水野委員)

事前配慮について、これまでの審査事例で、今の制度で十分だったのか、もっと早い段階でやるべきだったのか、具体的に分析する必要がある。そうでないと制度を作っても機能しない可能性がある。事例を分析することが、制度を変える際の根拠になる。

(事務局)

実際の実務としての整理をすることで、課題解決の方向も見えてくる。また、制度を変える場合は実効性を伴うことが重要という指摘と受け止める。

(工藤委員)

鉄道事業のような市民の関心が高い事業では、構造が地上か地下かなどについて、計画段階でアセスをやっておけば市民も納得するのではないか。

意見陳述は、市民には少し話しぶらう場だと感じる。審査会が出向いて意見を聴くこともあってよいのではないか。

(猪狩部会長)

道路や鉄道はできるだけ早い段階でという指摘は重要である。道路に関しては、国交省がP Iを行うこととしており、事例もある。しかし、事業主体が国や自治体であれば良いが、民間企業にどこまで求められるのか。東京都なども戦略アセスを取り入れているが、事業主体を限定している。

事業主体の問題がある。都市計画決定権者がアセスを行う場合、事後調査について誰が責任を持つのが重要である。特定目的会社についても、実際事業を運営し、環境影響のコントロールは誰が行うのかという問題がある。

(相澤委員)

今後 10 年間に求められるものは重たい。それにどう答えるかは、横浜市だけでは動けない面もあり、国も先が見えていないので難しい。

事業者や市民を巻き込むためには、計画的で、迅速、正確さが求められる。判断基準が明確でないものは、行政が判断する材料を事業者に提供しなければならない。事業者が判断できず、憶測をよんで、市民が事業者に過大なものを求めることがあってはならない。

例えば低周波などでは、子どもなどの高リスク集団に対する影響をどう考えるのが求められている。判断する基準がないことをこの部会で考えるとすると、非常に重要。

(猪狩部会長)

定量的な基準が定められないものは、現実には、事業者の姿勢を示させる努力をし、その上で判断している。アセスの審査は直接許認可につながるものではないので、限界があると同時に救われる面もある。そうでない場合は、判断基準を明確に示さないと不適切な行政行為となる。事業者にきちんとフィードバックすることが大事である。

(事務局)

資料3の28ページ「望ましい環境配慮の流れ」は、将来的に環境を把握し、モニタリングできるようになった場合の理想的な状態を提示した。モニタリングのベースとなる環境情報についても、現在は、市も市域全てを把握してはいない。29ページで示したように、ギャップをどう埋めるかという点を議論して欲しい。

(猿田委員)

環境モニタリング制度の充実は、行政がやらなければならないこと。

例えば北西線の影響は、保土ヶ谷バイパスなど横浜市全体で考えなければならない。広域的な影響をどう評価するのかは、事業アセスでは議論できない。

(事務局)

道路計画や鉄道計画などは、市全体で考える一方で、事業者が代替案を考えるとという計画立案の仕組みでできるが、高層建築物のように代替案が議論できない案件もある。事業の種類や規模によって課題の整理をしたい。

(猪狩部会長)

法対象事業では、県知事に意見を述べ、直接事業者には言えないのはもどかしいが、本市の制度の中では改善できない。法が改正されなければならない。

みなとみらい地区のように地区の計画がある地域では、地区の計画と関連させて対象事業を評価しなければならない。また、地域全体として考えることも必要である。

(水野委員)

評価項目については、温室効果ガスが重要だが評価の方法が難しい。技術的な対応策の考え方を示さないと事業者は困る。考え方を整理する必要があるが簡単ではない。

(猿田委員)

数値を示して、それをクリアすれば良いと考えられては困る。横浜のような過密都市では、技術的な可能性を追求しなければならない。事業者へ適切な提言をするという、コンサルタントの責任もある。

例えば発電事業で、発電効率を上げるとCO<sub>2</sub>は削減できるが、NO<sub>x</sub>が増えてしまう場合など、どのように評価するか総合的な判断が必要である。

(工藤委員)

事後調査の結果を踏まえて次の評価をしないと結果が活かせない。予測式の問題などもあり、予測の精度を上げるためにも、事後調査結果を示してもらった必要がある。

	<p>対象事業について、大型ショッピングセンターのようなものは考えるのか。駐車台数が多いと大気や騒音も問題となる。</p> <p>(事務局)</p> <p>対象事業の考え方として、市民が環境負荷を感じるもの、科学的に影響があるもの、法を補完するもの、がある。今は対象ではないが、環境問題が生じているものをどうするか。</p> <p>大型ショッピングセンターについては、大店法など他の制度の手續との関係もある。</p> <p>(猿田委員)</p> <p>法対象事業以外の事業は、横浜市の地域特性もある。他の部署から、アセス対象にして欲しいという事業もあるのではないか。</p> <p>(猪狩部会長)</p> <p>委員の意見を事務局でまとめて次回示すこと。</p> <p>(事務局)</p> <p>資料5により検討スケジュール案について説明。</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>会議次第</p> <p>資料1 環境影響評価制度検討部会委員名簿</p> <p>資料2 第8回横浜市環境創造審議会資料 (環境影響評価に関する制度のあり方について)</p> <p>資料3 環境影響評価制度の現状と課題</p> <p>資料4 主な検討項目案</p> <p>資料5 検討スケジュール案</p> <p>参考資料1 横浜市環境創造審議会条例及び運営要綱</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は8月11日(火)に開催予定</p>